

一時預かりにおける幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象となるためには、利用開始日までに

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○保育を必要とする要件とは、次のいずれかに該当することを指します

- ☆月13日以上かつ1日4時間以上の就労（休憩は含まない）
- ☆疾病（入院や通院加療、心身障害等）
- ☆病気や障害等を持つ親族の看護・介護
- ☆就学（学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学）・・・等
- ☆求職活動
- ☆出産

保育認定を受けた3歳児～5歳児クラス 月額 37,000円まで無料

住民税非課税世帯で保育認定を受けた
0歳児～2歳児クラス 月額 42,000円まで無料

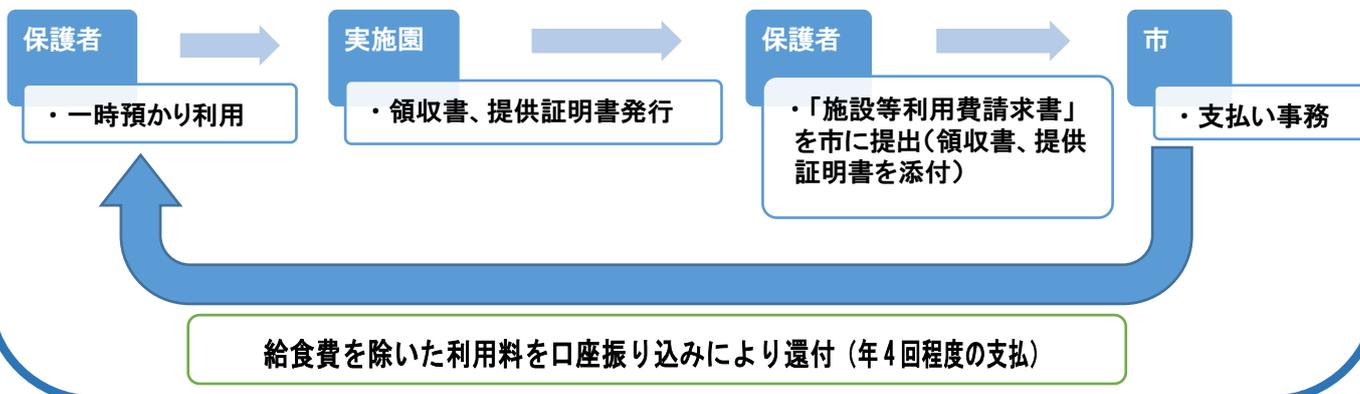
○無償化の対象となるためには、利用開始日までに「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

利用開始日までに「施設等利用給付認定申請書」「就労証明書」等を、市にご提出ください。

施設利用後の流れ

※領収書等の再発行はいたしません。請求の際に必要なため大切に保管してください。

※「施設等利用費請求書」は、こども保育課、または各施設で配布しています。



提出・問合せ先

佐倉市役所 2号館 1階 佐倉市こども支援部 こども保育課 入園管理班

(tell 043-484-6245)